

福島第1原発の事故における 外部調査対策委員会の設置を求める提言

財団法人 生存科学研究所（故武見太郎 設立）

医療政策研究会 有志

研究会責任者 弁護士 神谷 恵子



第一 提言趣旨

原子力安全・保安院に、独自に外部調査対策委員会を設置し、調査・対策についての公正性・透明性を確保するとともに迅速・正確な情報提供をできるようにすべきである、との提言をする。

原子力安全・保安院に設置すべきとするのは、法律上立入検査権が認められているので、調査・対策の実効性を確保できるからである。

私たちは、医療事故について事故調査がどのようにあるべきか、その調査、原因究明と、対策方法を研究してきたグループである。

医療事故により死亡した場合、その原因究明・改善策の策定と実施を行うのは、第一義的には、事故を起こした当該病院である。このような場合であっても、特に社会的に影響が強い事故のときには、外部委員を含んだ調査委員会または完全に外部の調査委員会を立ち上げ、公正性・透明性の確保した上で、事故調査及びその対策を打ち出し、迅速・正確に情報提供をすることが重要とされている。ここでいう公正性とは、調査・対策の策定、公表において恣意がなくなされることをいう。また、透明性とは、情報、手続きがともに明らかにされていることをいう。

このような事故調査・改善策の策定と実施の基本姿勢は、今回の東京電力（以下、東電という）における原発事故においても同様であろう。

ところが、報道を見る限り、現在の福島原発事故の対応は、公正性・透明性を確保したものとは言い難く、情報提供にも問題があると言わざるを得ない。確かに、事故状況を把握するにも非常に困難な状況で、調査その対応策も決定が難しいとはいえ、3月14日のベント、4月4日の汚染水の海への放出は原

則違法行為（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律62条1項）であるにもかかわらず、十分な説明もなく実施された。これらは、国民生活や諸外国に与える影響も大きく法が原則容認していない違法な行為を、自治体や、官房長官にすら説明十分になされずに敢行されたというのであり、公正なものとは言い難い。どのような緊急事態を回避するために行われたのか十分に開示されていない。また、レベル7相当であることが、早い段階で原子力安全・保安院や原子力安全委員会ですら分かっていたにもかかわらず、レベル5と報じており、透明性にも欠いていた。情報提供体制について、本来であれば、公正性・透明性を確保するために、原子力安全・保安院や原子力安全委員会が存在しているにもかかわらず、現状では、東電との癒着すら囁かれ、期待されている効果をあげられているとは評価しがたい。

東電に対応策を任せ続けた結果が現状であり、レベル7になりながら、事故当事者による対応を継続させることは、諸外国に対する信頼の確保がままならない。また、10年後20年後における国民の健康確保を担保することもできない可能性が高い。そもそも、それは、一営利企業である東電が、その目的として国民を守ることを目標としていないからである。

そのため、重大な事故調査対策策定の基本に立ち帰り、外部調査対策委員会の設置を求めるものである。

原子力安全・保安院には、法律上立入検査権（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律68条1項）があるため、その中に独自に外部調査対策委員会を設置し、調査・対策についての公正性・透明性を確保できるようにすべきである、との提言をする。

なお、現在原子力安全・保安院と原子力安全委員会を統一した強力な権原である組織を作ろうと検討されているようではあるが、それは将来の課題にすぎず、本提言に直接の影響はない。現状は、直ちに外部調査対策委員会を設置し、必要な対応策の策定を事態の変化に先んじて決定していく必要がある。

このような、形式的にも実質的にも公正で透明な外部調査対策委員会を政府主導で立ち上げることで、正確性の高い情報を迅速に提供し、専門性の高い困難な問題の対策を講じていくことが国民の安心安全に繋がり、諸外国に対する信頼も回復する途である。

以下、具体的に、外部調査対策委員会について述べる。

第二 具体的内容

1 事故調査対策委員会の必要性とそのメンバーについて

事故調査対策委員会のメンバーとしては、現在の原子力安全・保安院のメンバーとは別に選定すべきである。内容的に専門的なことであるため、この問題に精通した専門家の結集は必須である。付言するに、事態の重要性とこれまでの専門家の対応を考えると、日本の専門家だけでなく、海外の専門家の参加を要する。設計者や原子炉の部材のメーカーなど現実に原子力発電所の設置に関係した人たちを登用する必要がある。ほかの電力会社の現場の者などをいれることも有用であろう。

多くの政府の委員会、審議会では、学識経験者として大学教授が登用されているが、今回に限っては、現場でどのようなことが起きているのかをデータから推測して将来の二次災害に備えることから、特に現場を熟知した者が主眼となるであろう。

さらに、国民への公開を、平易かつ簡明になされるようにするためには、非専門家の一般委員の登用も欠かすことができない。できれば、非専門家自体の公正性の担保と、委員会の暴走、専門家のみ内輪サークル化の防止のために、在野でありながら一定の法的・倫理的な遵守義務を負う、原子力問題に強い法律家、ジャーナリストが入るのがよいであろう。

特に重視しなければならないのは、事故調査対策委員会の委員長のリーダーシップであることは論を俟たないであろう。

具体的な調査にあたっては、正しい情報を把握するためにも、東電の現場を担当している従業員のヒアリングが必須である。

2 委員会の調査と対策の策定及び公表

外部調査対策委員会の進め方としては、外部調査対策委員会が、現場指揮をとれるように、安全を確保するも、現地により近く設置することが望まれる。このことによって、現場のヒアリングを容易にし、作業員の負担の軽減化を図れる。また、このような調査を可能とするためにも、東電には一切の資料の提出が求められることとなる。とくに、ヒアリングを受けた職員においては、正確な情報を述べてもらうためにも、その個人の法的な責任を東電が追及しないことの確約が求められる。

事故調査及び対応策の策定においては、東電から資料の提出や職員のヒアリングなくしてはできなく、東電からの協力は必須である。なお、立入検査や収去、質問に応じず、又虚偽の陳述をした場合には、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律78条30項による罰則が定められている。

対応策の策定においては、内容が場当たりのではなく、長期的に見た抜本的で、かつ可能な解決方法を確定しなければならない。そして、その方策は、実現が可能で、早期の解決策でなければならない。そこにおいて考慮されるべきは、一企業・一地域の問題でなくなっている現状をとらえれば、国民の、特に次世代の国民の健康であろう。

第3でも述べるが、国家規模の事故に発展している現状にあつては、復興の全国化だけでなく、原発事故の対応の全国化が必要となる。そのためには、事故調査対策委員会から、他の企業に技術支援の要請があるときには、政府がそれを支援するような体制をとるべきであろう。

そして、事故調査対策委員会の得た情報と対策は、迅速に政府に通知するとともに国民に公表することが求められる。ちなみに、スリーマイル島の原発事故においては、事故調査対策委員会の委員長が、退避地域と安全領域の線上で、その公表を単独で毎回行うという形を取り、情報の公正性を担保するように努めていたとされている。

なお、事故調査対策委員会では、将来的には、調査・対策の策定を踏まえ、二度とこのような事故が起こらないよう再発防止に向けた調査・提言もすべきである。

3 実施

対策の実施に当たっては、一企業による解決は、現状を見ても困難であると言わざるを得ない。事故調査対策委員会による大胆かつ柔軟な対策を可能とするためにも、各方面の企業が総力を挙げて協力することが求められる。

また、海外からの支援も積極的に求めていく必要がある。この原発問題が長引けば長引くほどに、日本の国際社会での地位は低下することになり、一時の政治的な駆け引きによる対応の遅延は許されない。

なお、実施に当たっては、諸外国を含めた各方面への事前の通告を要する。汚水処理場からの汚染水の放出のときのような対応は、あつてはならないことである。

他にも、このような緊急事態においては、人権よりも対応策の実施が優先されがちであるが、対策を実施する現場の作業員の作業環境等において、十分な配慮をする必要がある。

第3 まとめ

現状のような火消しにまわるような状況からの脱却をするためにも、東電一企業によらない事故調査対策委員会の早期の立ち上げが要する。

以下要点を再確認する。

- 早期に事故調査対策委員会の設置
- 事故調査対策委員会における情報の集中化
- それらの情報による対策の決定
- 国民及び政府への事故調査対策委員会からの現状報告と対策の公表
- 対策の実施における各方面の協力

平成23年4月

財団法人生存科学研究所 医療政策研究会 有志

秋元 秀俊 編集ジャーナリスト (有)秋編集事務所代表取締役

加部 一彦 医師 愛育病院新生児科部長

竹下 啓 医師 北里研究所病院総合内科部長

中島 勲 医師 東京大学医学部准教授 救命救急センター副センター長

西田 博 医師 東京女子医科大学病院

長谷川幸子 看護師 日本医科大学附属病院看護部副部長

渡邊 両治 医療安全推進者 社団法人全国社会保険協会連合会
事業部企画情報課医療安全対策室室長

研究会顧問 矢作 直樹 医師 東京大学医学部教授 附属病院救急部長

研究会責任者 神谷 恵子 弁護士

連絡先

〒104-0061 東京都中央区銀座 4-8-14 陽光銀座ビル 2階

神谷法律事務所 TEL03-3538-5600 FAX03-3538-5601

kamiyalawoffice@nifty.com